

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A003488
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人北海道消防協会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	消防技術及び消防団員等の資質向上を図るための事業
公 2	防火防災意識の向上と思想普及のための各種啓発活動を行う事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	消防職団員を対象に行う各種共済事業及び退職時における表彰等の事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	消防技術及び消防団員等の資質向上を図るための事業	23.7

[1] 事業の概要について (注1)

1 消防操法訓練大会事業

消防団員及び消防職員は、非常時における火災等に迅速かつ的確に対応するため、消防ポンプ操法や災害現場での基本的行動を定めた消防操法を体得し、その技術を向上させる必要がある。操法技術の向上とそれに伴う訓練等を通して団結力が強化され、火災や災害に対する住民の生命・身体の安全と財産の保全に欠かすことのできないものとして、北海道と共催で北海道消防操法訓練大会を実施する。また、2年に1度開催される全国消防操法大会へ出場する消防団に対する支援を行う。

【令和8年度計画】

○ 北海道消防操法訓練大会

開催時期：令和8年7月17日(予定) 開催場所：北海道消防学校(江別市) 実施種目：小型ポンプ操法
出場団：14隊

○ 第31回全国消防操法大会

開催時期：令和8年10月31日 開催場所：東京都臨海広域防災公園(東京都)
出場団：北海道消防操法訓練大会優勝団

2 消防研修事業

(1) 消防団員指導員研修の実施

消防団員の資質向上を図り、消防団員を適正に指導する消防団長、副団長等の消防団幹部を対象として、北海道(消防学校)と関係機関及び消防本部の協力を得て実施する。

【令和8年度計画】

実施時期：令和8年秋以降予定 実施場所：北海道消防学校(江別市) 参加予定人員：40名

(2) 消防団員現地教育訓練

消防団員の資質向上を図るため、北海道と関係機関及び消防本部の協力を得て、消防団員に対する現地教育訓練を行う。

実施回数：14回(予定)

(3) 新たな災害環境に対応する消防団のあり方に関する講座

平成25年12月に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨に配慮しながら、これまで以上に防火・防災に対する意識を改革し、消防団の実情に即した対策強化のため、日本消防協会と連携し研修会を開催する。

実施回数：1回(予定)

(4) 消防職員の研修

防災指導の強化及び円滑な消防行政の推進を図るため、消防職員の研修を全国消防長会北海道支部と協賛して実施する。また、災害時における人命救助技術の向上を図るため、消防職員に対する救助技術の訓練と指導を全国消防協会北海道地区支部と協賛して実施する。

3 日本消防協会等が主催する研修会等への参加支援

日本消防協会及び日本防火・防災協会が主催する消防団員研修会等へ参加する消防団員、女性防火クラブ員への参加経費の助成、旅行幹旋等を行い、研修を通じた資質向上と活動能力等の向上を図る。

【令和8年度計画】

(日本消防協会主催)

① 消防団幹部特別研修

実施時期：令和9年1月 参加予定人員：1名 実施場所：日本消防会館（東京都）

② 消防団幹部候補中央特別研修

実施時期：令和9年1月～2月 参加予定人員：（男性の部）3名 （女性の部）2名

実施場所：日本消防会館（東京都）

③ 第31回全国女性消防団員活性化北海道大会

実施時期：令和8年9月25日 参加予定者：全国消防職団員

実施場所：（大会会場）札幌コンベンションセンター

（情報交流会）グランドメルキュール札幌大通公園

(日本防火・防災協会主催)

① 女性防火クラブ全国集会

実施時期：令和9年1月21日 参加予定者：北海道女性防火クラブ連絡協議会理事3名

実施場所：東京都内

② 全国女性防火クラブ連合会総会

実施時期：令和9年1月21日 参加予定者：北海道女性防火クラブ連絡協議会会長

実施場所：東京都内

③ 北海道・東北ブロック女性防火クラブ幹部地域研修会

実施時期：令和8年11月19日 参加予定者：北海道女性防火クラブ連絡協議会会長

実施場所：宮城県内

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第2項、第3項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
11	本事業は、消防団員等が火災や災害から地域住民を守り、安全安心な地域社会を作り上げるために必要とされる消防技術の向上、消防団の団結強化、士気の高揚を図ることを目的に実施される消防操法訓練大会や、消防職団員の資質向上を図る各種研修会等であり、事故又は災害の防止を目的とする事業に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
		区分ごとのチェックポイント	その他説明事項
(15) 競技会	<p>1.当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例:親睦会のような活動にとどまっていないか)</p> <p>3.出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。</p>	<p>1 消防操法訓練大会</p> <p>(1)不特定多数の者の利益の増進 本事業は、消防団員が火災現場で、迅速・的確に行動するために必要な消防技術の習得と向上及び団結力の強化のために実施しているものであり、火災や災害から不特定多数の住民の生命・財産を災害から守るための目的をもって実施している事業である。</p> <p>この操法大会の目的は、開催前に実施要領を定めその中で目的を明らかにし、道内市町村及び消防本部を通じて消防関係者及び一般にも広く公表されているほか、報道機関への周知及び開催地域住民へは広報誌を使って周知を図っている。</p> <p>(2)事業の目的 消防操法訓練大会は、地域住民を守るために消防団員等に必要とされる消防ポンプ等の操作に係る技術の向上と団結力の強化を目的として、北海道と共催で実施する事業であり、訓練大会の開催を通じてより高度な技術と団結強化に役立っている。</p> <p>(3)運営について 毎年度実施要領を定め、審査についても北海道消防学校が作成した審査要領等をもとに実施されるものであり、適正な管理運営の下に実施されている。審査員も北海道消防学校教官及び道内各地域の消防本部から推薦された審査員によって公平かつ公正に審査されている。</p>	

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>2 消防研修事業</p> <p>【消防団員指導員研修会の実施】</p> <p>(1)不特定多数の者の利益の増進 この研修は、住民の安全安心のために地域の防火防災を担う消防団の指導者である団長をはじめとする消防団幹部の資質向上を目的に実施しており、実施にあたっては開催通知に目的を明記し実施している。</p> <p>(2)研修の参加要件 消防団長をはじめとする団幹部の研修であることから、専門的な内容も含めた研修であり、参加要件は限られている。</p> <p>(3)専門家等の関与 研修の実施については、北海道消防学校長をはじめ、消防教育に携わる専門家に参加していただき指導を仰いでいる。</p> <p>(4)講師の報酬 原則、無報酬でお願いしているが、著名人に依頼した場合は、北海道の基準に準拠し、講師に対応した適正な額を設定し支出を行っている。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【講習会等の開催、助成及び講師派遣】</p> <p>(1)不特定多数の利益の増進 各種講習会助成事業は、道内各地域の消防団が実施する研修の経費の一部を助成するとともに、講師の派遣を行う事業である。研修会は、地域単位で消防団員が火災や災害から不特定多数の住民の生命・財産を守るために必要な知識の習得、技術の向上、団結の強化を目的として実施している。</p> <p>(2)応募の機会 助成を行う講習会等は消防職団員が対象であるが、地域からの要望があれば地域住民の研修にも講師として出向する。</p> <p>(3)助成の選考 (4)専門家などの関与 助成の選考にあたっては、同一地区に偏らないように配慮し各地方支部毎に割り当ての選考となっているほか、申請されたものについてその都度協議し決定している。</p> <p>(5)助成対象者の公表 各消防本部、消防団に公開している。</p> <p>(6)助成対象者からの成果の報告 所定の様式にて報告を受けている。</p>	

<p>(13) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【日本消防協会が主催する研修会等への参加経費の助成等】 (1)不特定多数の利益の増進 全国女性消防団員活性化大会をはじめ各種研修では、地域の安全安心の推進に貢献する大会である等の目的を要綱で定めて実施しており、不特定多数のための研修としての趣旨は、広報等を通じて広く社会に公表し、目的を明らかにしている。 (2)応募の機会 参加の機会はすべての消防団員に開かれているが、開催地の関係から派遣する団員数については、団員が所属する市町村消防本部等の予算の制約を受けている。 (3)助成の公正性 本会からは参加者に経費の一部を助成しており、参加人員の関係から金額に増減はあるものの、消防団等を通じて参加者全員に助成している。 (4)専門家の関与 参加者の選考は、団員が所属している各市町村の消防担当課等で行われているが、将来の消防団を担う人材を選考している。 (5)対象者の公表 助成対象者は個人のため公表していないが、消防団名は北海道消防新聞等にて公表している。 (6)成果の報告等 参加成果はそれぞれの所属で復命されているほか、大会成果は研究報告として日本消防協会が冊子やDVDにまとめ報告している。また、北海道消防新聞紙上において研修成果について報告している。</p>	
---------------------	---	---	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	防火防災意識の向上と思想普及のための各種啓発活動を行う事業	44.4

[1] 事業の概要について (注1)

1 消防大会事業

(1) 第78回北海道消防大会

消防職団員の団結強化と士気の高揚を図るとともに、消防団組織の質の向上と防火防災意識の高揚を図る。

なお、大会において優良消防団(員)、幼少年女性防火クラブ等の消防関係団体に対する表彰や、消火や人命救助、予防広報活動に尽力した一般人に係る功績を顕彰する。

【令和8年度計画】

開催時期：令和8年8月29日 参加予定人員：1,600名

開催場所：岩見沢市民会館 まなみーる(岩見沢市)

(2) 表彰の実施

- ① 消防職・団員の士気の高揚を図るため、優良消防機関の表彰及び優良消防職・団員の功績(功労)並びに勤続表彰を行う。
- ② 火災予防住民組織の育成強化のため、幼年、少年、女性消防クラブ等に対する表彰を行う。
- ③ 消防に関する理解と協力を高め、もって一般住民の防災意識の高揚を図るため、消防業務の運営に貢献のあった民間協力団体に対する感謝状の贈呈を行う。

2 消防殉職者慰霊祭事業

(1) 北海道殉難消防員慰霊祭

火災や災害等の活動により職に殉じた消防職団員又は防火防災活動に協力して死亡した一般の人々の功績をたたえ、その遺徳を偲ぶとともに、防火防災意識の高揚と消防活動で再び死亡事故を起こさないための意識の啓発を行うため実施した。

【令和8年度計画】

開催時期：令和8年6月26日 参加予定人員：200人 実施場所：かでの2・7

3 防火啓発、災害支援の推進、消防設備の充実強化

(1) 防火啓発事業

防火防災意識の向上と防火防災思想の普及促進を図るため、防火防災に係るDVD等を現地消防等へ貸出し地域住民に啓発を行う。また、各地域の自主防災組織の強化を図り、地域住民に対する防火啓発の強化を行う。

- ① 広報啓発物品(DVD)の貸し出し
- ② 広報啓発物品(着ぐるみ等)の貸し出し

(2) 消防団PRパネル展の開催

北海道と共催で消防団PR展を開催し、消防団をPRし消防団員増加に対する意識付けを行うとともに、防災パネル等を掲示し一般住民に対する防火啓発を行う。

(3) 防火・防災に関する作品コンクールの実施

防火・防災作品コンクール（ポスター・作文）を北海道と共催で実施し、若年層の防火意識の高揚と減災思想の啓発を図るとともに、地域と消防団の関わりを深め、将来的な団員確保に資する。

(4) 防火ポスターの配布

火災予防運動にあたり、全日本消防人共済会の作成するポスターを消防機関に配布し、防火意識の向上と防火普及啓発を図る。

(5) 消防団応援の店事業

消防団に対して企業や飲食店等の事業所の協力のもとに北海道全体で応援する事業を展開し、北海道と共催で消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。

(6) 災害支援事業

大規模災害等が発生した場合、被害を受けた被災地への支援や、復旧活動等を行う地元消防団等に対し活動を支援する制度に基づき、支援金を交付する。

(7) 消防設備の充実強化事業

住宅用火災報知器の設置率向上のため、普及啓発を行う。

4 北海道消防新聞発行事業

北海道消防新聞を毎月21、500部発行し、消防関係機関をはじめ、消防職・団員、市町村役場、民間防火組織等に配布することで、防火・防災意識の向上と地域住民に対する災害の未然防止や初動対応に関する意識の普及啓発を図るとともに、北海道消防新聞のWEB化に向けた検討を行う。

5 自主防火組織育成強化事業

(1) 女性防火クラブ連絡協議会育成強化対策事業

① 北海道女性防火クラブ連絡協議会理事会

実施時期：令和8年10月14日 実施場所：札幌市内

② 北海道女性防火クラブ連絡協議会定期総会

実施時期：令和8年10月14日 実施場所：札幌市内

③ 北海道女性防火クラブ連絡協議会地区大会

民間防火組織の拡充強化と防火思想の普及啓発を図るため、道内1地区において、女性防火クラブの地区大会を開催する。

開催時期：未定 開催場所：後志振興局管内

④ 会報「北の安心だより」を発行し、全道女性防火クラブ員の防火意識の向上と資質の強化を図る。

6 消防に関する調査研究事業

消防団員確保対策等に資するため、消防団員等の調査を実施し、北海道消防新聞やホームページ等で公表し、地域消防の研究等に資する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	2
------	---	---

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
11	本事業は、消防団員等が火災や災害から地域住民を守り、安全安心な地域社会を作り上げるために必要とされる消防技術の向上、消防団の団結強化、士気の高揚を図ることを目的に実施される消防操法訓練大会や、消防職団員の資質向上を図る各種研修会等であり、事故又は災害の防止を目的とする事業に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(14) 表彰、コンクール	1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除) 3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか。	1 消防大会事業 (1)不特定多数のための目的 表彰は、一般の人々の生命・財産を守る業務に貢献した消防職団員、消防機関及び一般の消防協力者、団体の功績に対し表彰するものであり、活動事例発表は消防に係る活動事例を発表し、防火い防災意識の向上と啓発を行うものである。いずれも不特定多数の人々の安全と安心を確保するための目的を有するものである。この目的は大会の開催前に実施要項を定め、その中で位置づけ、道内市町村及び消防本部を通じて消防関係者に周知され公表されている。大会は、新聞広報等を通じ、社会の安全安心、防火防災に対する意識啓発に役立っている。 (2)表彰の公正性 (3)専門家の関与 表彰の選考は、表彰基準に従って各地方支部から推薦された表彰対象者を、当協会の会長及び副会長により構成される選考会議で審査するが、正副会長は道内各地から選出されており、特定の地域の意見に偏ることなく公正に審査される。 (4)受章の公表 受章者氏名は、消防大会のパンフレットに掲載し、大会当日配布するとともに、各地域へ名簿を送付している。なお、消防大会開催日の報道にもパンフレットを交付し公表している。 (5)金銭的な負担 当該受賞者は、消防防災に尽力した功績に対する表彰であり、受章者等の負担はない。	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>2 慰霊祭事業 (1)事業目的 当該事業は、一般住民を火災等のあらゆる災害から救出すべく活動し、不幸にも殉職又は死亡された消防団員、消防職員及び一般人協力者の功績をたたえ、その遺徳を偲ぶとともに、死亡事故の防止と防火防災の意識の高揚を図ることを目的にしている。 (2)事業の合目的性 ア 受益機会の確保 殉職者の慰霊碑は、札幌市中央区円山公園内にあり、一般の人々が自由に参拝できることから、受益機会は確保されている。 イ 事業の質の確保 当協会の会長以下役員及び職員は、公益活動としての消防団活動等に知見を有し防火防災活動における事故防止に尽力していることから、事業の執行についても十分留意されている。</p>	
<p>(8) キャンペーン、○○月間</p>	<p>1.当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。</p>	<p>3 防火啓発、災害支援の推進、消防設備の充実強化事業 (1)事業目的 防火啓発事業は、一般住民に直接防火防災を呼びかけ、火災の未然防止と災害への対応の意識啓発を行うものであり不特定多数の人々を救済する目的を有している。 (2)公益目的 防火啓発事業も消防団PR事業も、直接に地域住民を対象とするもので、DVDもその目的に使用するものが貸し出されている。また、住民に配布するグッズ等も民間と協賛するという思想になじまず、目的以外の表示がなされていないのが現実である。 (3)要望・提案の公開 公開している。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>4 北海道消防新聞発行事業 (1)事業目的 北海道消防新聞発行事業は、北海道内外における消防に関する動きや、地域での防火防災活動を中心に、各地域での災害予防活動、作文コンクール入賞作品等を掲載、また、子供にも興味を持ってもらえるように消防に関するなぜなにのコーナーなどを設け、道内消防職団員、北海道、各市町村、各消防本部、各学校等に配布しており、不特定多数の地域住民の防火防災意識の高揚を図る事業である。 (2)事業の合目的性 ア 受益機会確保 消防新聞発行事業は、消防関係の動向を消防関係者や地域住民に知らせるとともに、教養資料としての役割も担っていることから、火災や災害の未然防止等に役立っており、一般住民が利益を受けるものである。 イ 事業の質の確保 当協会の会長以下役員及び職員は、公益活動としての消防団活動等の知見を有し、防火防災活動における啓発活動と広報活動の重要性を認識し、協会内に広報担当者を置いて新聞制作を専任化しており、これを読んだ地域住民からも高い評価を得ている。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	消防職団員を対象に行う各種共済事業及び退職時における表彰等の事業	第4条第9項

事業の概要

(1) 消防互助事業

① 相互扶助事業

消防団員及び消防職員の福利厚生事業として、会日を納入されている会員に対し見舞金等の給付を行う。

② 本会役員等に対する顕彰事業

本会役員等の退任者に対し顕彰を行う。

③ 消防殉職者遺族会事業

消防殉職者遺族会の運営を援助するとともに、遺族会理事会及び遺族交流会の開催、遺族会会報の発行等を行い、ご遺族の福祉増進を図る。

(2) 消防団活性化対策事業

消防団の活性化、消防団員の退団抑制並びに加入促進に津繋がる事業により地域防災力の向上を図るため、各地方支部において活性化対策事業を実施する。

(3) 地方支部推進事業

① 地方支部交付金

地方支部を運営するにあたり、地方支部が実施する事業の円滑かつ積極的な推進を図る。

② 地方支部事務局長会議

本会と各地方支部との連携強化を図るため、地方支部事務局長会議を開催する。

開催時期：令和8年5月下旬

③ 研修会等への出席

各地方支部が行う研修会等へ出席し、本会事業の説明を行い本会事業に対する周知を行う。

(4) 日本消防協会共済事業等

本事業は、日本消防協会との連携を緊密化し、福祉共済事業等を実施することにより、消防職団員の福利厚生を図り、関連事業の効果的な推進に努める。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。